

議案第37号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年5月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「から平成32年度までの各年度における保険料率」を「の保険料率」に、「とする。」を「とし、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,100円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,300円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。